

○大和川右岸水防事務組合水防団員共済会規則

制 定 昭 33.12.1 規則 1

最近改正 令 2.7.17 規則 1

(名称及び所在地)

第 1 条 本会は、大和川右岸水防事務組合水防団員共済会と称する。

2 本会の事務所は、大和川右岸水防事務組合事務所内に置く。

(組織と目的)

第 2 条 本会は、大和川右岸水防事務組合水防団員をもって組織し、会員の相互共済及び福利厚生を図るをもって目的とする。

(掛 金)

第 2 条の 2 会員は、会の給付その他福利厚生に要する費用にあてるため、毎年 3 月、年間 500 円の掛金を負担するものとする。

2 毎年中途において退任又は就任した者の掛金は、月割により負担するものとする。

(給 付)

第 3 条 本会は、前条の目的を達成するため団員の傷痍、疾病、死亡、災厄、辞任等に関して次に掲げる給付を行う。

(1) 傷痍、疾病給付

(2) 弔慰給付

(3) 罹災給付

(4) 退任給付

(5) 特別給付

2 前項各号の給付額は、別表のとおりとする。

(費 用)

第 4 条 第 2 条の目的達成のために要する費用は、団員掛金によるものとする。

(役 員)

第 5 条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1 名
 - (2) 副会長 3 名
 - (3) 理 事 若干名
 - (4) 会 計 1 名
 - (5) 監 事 3 名
- (会 長)

第6条 会長は、水防団長をもってあて、この会を代表し、会務を統括する。
(副 会 長)

第7条 副会長は、副団長をもってあて、会長事故あるときは、その職務を代理する。
(理 事)

第8条 理事は、分団長をもってあて、理事会の議事に参与する。
(会 計)

第9条 会計は、理事会の承認を得て、大和川右岸水防事務組合の職員について会長よりこれを委嘱する。

2 会計は、会長の命を受け、本会の収支を掌る。
(監 事)

第10条 監事は、理事会において分団長及び識見を有する者のうちから、これを選任する。この場合において、分団長より選任する監事は2名とし、識見を有する監事は1名とする。

- 2 監事は、本会の他の役員と兼ねることができない。
- 3 監事は、本会の会務及び会計を監査し、その結果を会長に報告する。
- 4 監事は、必要があると認めるときは、理事会に出席し、会務及び会計に関しその意見を述べることができる。

(役員任期)

第11条 役員任期は、正副団長及び分団長の任期に準ずるものとする。但し、監事の任期については2年とする。

2 補充役員任期は、その前任者の残任期間とする。
(理 事 会)

第12条 理事会は、理事をもって組織し、会議の議長は、会長をもってあ

てる。

- 2 理事会は、会長が招集し、理事の半数以上の出席がなければ開会することができない。
- 3 理事会の議事は、出席理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長が決する。
- 4 理事会の議決事項は、次のとおりとする。
 - (1) 本会の規則を設定、改廃すること
 - (2) 本会の予算及び決算に関すること
 - (3) その他、会長が必要と認めたこと
(給付手続)

第 13 条 水防分団長は、会員が第 3 条の規定に該当するものがあると認めるときは、給付金請求書に請求の事由、金額その他必要事項を記入し署名捺印の上会長に給付の請求をしなければならない。ただし、会長において必要があると認めるときは、給付事実を認証するに必要な書類の提出を求めることができる。

(施行の細目)

第 14 条 この規則の施行に関し、疑義にわたる事項は、理事会の意見を徴し、会長の決するところによる。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行し昭和 33 年 12 月 1 日から適用する。
- 2 この規則第 3 条第 1 項第 4 号の退任給付に関する期間の計算は、昭和 33 年 4 月 1 日以降、大和川右岸水害予防組合の水防団員であった者については、同日以降の在職期間を通算する。

附 則 (昭 36. 4. 13 決定)

- 1 この改正規定は、昭和 36 年 4 月 1 日から適用する。ただし、別表の傷痍疾病給付については、昭和 36 年 1 月 1 日から適用する。

附 則 (昭 36. 5. 17 決定)

- 1 この改正規則は、昭和 37 年 5 月 1 日から適用する。

附 則 (昭 40. 3. 9 決定)

- 1 この改正規則は、昭和 40 年 5 月 1 日から適用する。

附 則（昭 50. 3. 10 決定）

この改正規定は、昭和 50 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（昭 52. 7. 18 決定）

この改正規則は、昭和 52 年 8 月 1 日から適用する。

附 則（昭 57. 4. 6 決定）

この改正規則は、昭和 57 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平 4. 4. 3 決定）

この改正規則は、平成 4 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平 10. 7. 28 決定）

この改正規則は、平成 10 年 10 月 1 日から適用する。

附 則（平 22. 4. 9 決定）

この改正規則は、平成 22 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平 23. 4. 22 決定）

この改正規則は、平成 23 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平 28. 10. 31 規則 7）

この改正規則は、平成 28 年 11 月 1 日から適用する。

附 則（平 30. 4. 19 規則 2）

この改正規則は、平成 30 年 4 月 1 日から適用する

附 則（令 2. 7. 17 規則 1）

この改正規則は、令和 2 年 4 月 1 日から適用する。

ただし、別表中「5 特別給付」中「特別功労金」の規定について、令和 2 年 4 月 1 日においては、「在籍年数が満 25 年となる者」を「在籍年数が満 25 年以上となる者」と読み替える。

別 表

給付種別	給付の範囲	給付額
1 傷病疾病給付	(見舞金) 1 入院及び自宅療養期間引続1ヵ月以上 2 公務による傷病疾病	10,000円 正副会長において定める額
2 弔慰給付	1 会員が死亡の場合 弔慰金 15年未満勤続者 満15年以上勤続者 満30年以上勤続者 供花料	10,000円 20,000円 30,000円 5,000円
	2 会員の配偶者、祖父母、父母、子及び孫が死亡の場合(姻族を含む) 供花料	5,000円
	3 会員が公務による死亡の場合 弔慰金	100,000円
3 罹災給付	(災害見舞金) 会員が職務によらない罹災を受けた場合	10,000円
4 退任給付	(退任餞別金) 出務回数が4回以下、死亡の場合は除く 1 満10年以上勤続者 2 満15年以上勤続者 3 満25年以上勤続者 4 満30年以上勤続者	5,000円 10,000円 20,000円 30,000円
5 特別給付	1 会長が特に必要と認めた場合	理事会において決定する額
	2 職務表彰を受章(賞)した場合(定期表彰は除く)	10,000円
	(特別功労金) 3 基準日(毎年4月1日)において在籍年数が満25年となる者で、出務回数が25回以上ある者。ただし、出務回数が25回に満たない者については、1回につき2,000円を減額する。(出務回数が4回以下の者は除く)	50,000円